

伊那市有機農業推進事業補助金交付要領を次のように定めます。

令和5年6月30日

伊那市長 白鳥 孝

### 伊那市有機農業推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、有機農業を推進・拡大するため、化学肥料及び化学農薬の使用低減に努め、堆肥等の有機質資源の利活用により、農地の地力増進を図り、環境と安全に配慮した有機農業に取り組む者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 本市の農地基本台帳に登録された者をいう。
- (2) 法人 本市の農地基本台帳に登録された法人をいう。
- (3) 有機農業 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条の規定に基づく有機農業であって、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に規定された生産方式や又は環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。）における国際水準の取組をいう。
- (4) 有機質肥料 生産業者保証票、輸入業者保証票又は販売業者保証票を添付してある普通肥料の中の有機質肥料、その他市長が適当と認めるものをいう。
- (5) 緑肥種子 収穫せずに田畑にすき込み、かつ、有機物補給による土壌の団粒化及び透水性の改善等による土づくりを目的として栽培する作物の種子、その他市長が適当と認めるものをいう。
- (6) 土壌診断 農用地の土壌成分を分析し、必要な施肥内容等について診断することをいう。
- (7) 検体 土壌診断のために1か所の農用地から採取する分析用の土をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の自己所有地又は利用権設定された農用地を耕作する農業者又は法人であること。
- (2) 現に生産及び出荷販売している又は今後生産及び出荷販売をしようとしている

こと。

(3) 土壌診断の結果に基づく土づくりを行い、有機農業に取り組む農業者で、堆肥、有機質肥料、緑肥等を活用し、化学肥料を低減した栽培をすること。

(4) 交付申請時に市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。

(5) 対象事業の実施に関して国、県等から他の同様の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、農業者が農用地の土壌診断を行い、その診断結果に基づき施肥改善を行う場合に、化学肥料の代替として堆肥等を購入する経費であって、次に掲げる経費とする。

(1) 実施期間中に支払が完了した経費

(2) 領収書等によって支払金額が確認できる経費

(補助対象事業等)

第5条 補助対象とする事業内容、補助率及び事業に要する経費の限度額は、次の表とおりにする。

事業	補助対象経費		補助率、補助限度額等
堆肥・有機質肥料活用事業	(1) 堆肥の購入費用 ※市内の畜産農家が生産した堆肥であること。	ア 農林水産大臣が指定した特殊肥料の中の堆肥に分類されること（別紙1参照）。 イ 申請者が市内にある自ら耕作する農用地に施用すること。 ウ 申請者自らが生産している堆肥は、除く。 エ 運搬費用は、除く。	補助対象費用の10分の3以内（1,000円未満切り捨て）とし、補助限度額は、5万円とする。
	(2) 有機質肥料の購入費用 ※市内の販売事業者から購入する有機質肥料であること。	ア 「生産業者保証票」、「輸入業者保証票」又は「販売業者保証票」を添付してある普通肥料の中の有機質肥料に分類されること（別紙2参照）。 イ 申請者が市内にある自ら耕作する農用地に施用すること。 ウ 申請者自らが生産している堆肥は、除く。	

緑肥活用事業	緑肥種子の購入費用	(1) 長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に記載された緑肥作物等を対象とすること（別紙3参照）。 (2) 緑肥種子は適正な時期に市内にある自ら耕作する農用地に還元（すき込み）を行うこと。 (3) 申請者自らが採種した緑肥種子は、除く。	
土壌診断事業	土壌診断に要した経費	土壌診断結果の提出を必須とし、土壌診断結果に基づく土づくり計画を作成すること。	

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を市長に提出するものとする。

- (1) 有機農業推進事業交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 有機農業推進事業の交付申請に関する同意書（様式第2号）
- (3) 土壌診断に基づく土づくり計画書（様式第3号）

2 前項に掲げる書類の提出期限は、市長が別に定める。

（交付決定及び額の確定等）

第7条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、有機農業推進事業交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条第1項の規定による有機農業推進事業の交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、市長に有機農業推進事業交付請求書（様式第5号）を提出し、交付金の請求を行うものとする。

（交付決定及び額の確定等の取消し）

第9条 市長は、交付対象者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この補助金の交付を受けた堆肥等を譲渡し、又は転売をしたとき。
- (5) その他法令又はこの要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(適用除外)

第11条 この要領の規定は、過疎地域集落整備事業（昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。）による集落移転の対象となった区域において実施する事業については、適用しない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月30日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

有機農業推進事業交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者

伊那市有機農業推進事業補助金の交付を受けたいので、伊那市有機農業推進事業補助金交付要領第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額（上限5万円）

堆肥・有機質肥料活用事業	円	…①（購入費）
緑肥活用事業	円	…②（購入費）
土壌診断事業	円	…③（土壌診断費）
合 計	円	④=①+②+③
交付申請額	円	⑤=④×0.3（上限5万円）

※交付申請額は、税込みで千円未満の端数切捨て

2 添付資料

- （1）有機農業推進事業の交付申請に関する同意書（様式第2号）
- （2）土壌診断に基づく土づくり計画書（様式第3号）
- （3）堆肥・有機質肥料購入費の領収書の写し（もしくは経費明細と引き落としが分かる書類の写し）
- （4）購入した堆肥・有機質肥料の肥料袋の生産業者保証票等が分かる写真
- （5）緑肥購入費の領収書の写し（もしくは経費明細と引き落としが分かる書類の写し）
- （6）土壌診断費用の領収書の写し（もしくは経費明細と引き落としが分かる書類の写し）
- （7）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

有機農業推進事業の交付申請に関する同意書

同意事項

- 1 有機農業推進事業を申請するに当たり、次の事項について同意します。
  - ・申請する経費については、全て有機農業に取り組む農地に関する費用であること。
  - ・市内の自己所有地又は利用権設定された農用地を耕作する農業者もしくは法人であり、伊那市の農地基本台帳に登録があること。
  - ・伊那市内で生産した農産物を現に出荷販売を行っている、もしくはこれから生産及び出荷販売を行おうとしていること。
  - ・施用する堆肥・有機質肥料について、農用地に速やかに散布とすき込みを行うなど必要な臭気対策を行うこと。
  - ・申請内容に関する報告及び立入調査に応じること。
  - ・申請書類の作成及び提出に係る郵送料等の費用は申請者が負担すること。
  - ・補助金が交付された後、交付要件等を満たしていないことが判明した場合や不正等が発覚した場合は補助金を返還しなければならないこと。
  - ・市税等の納付状況について担当者が確認すること。

（申請日） 年 月 日

（宛先）伊那市長

ふりがな			
氏名			
住所	〒		
電話番号		携帯番号	
メールアドレス			

様式第3号（第6条関係）

土壌診断に基づく土づくり計画書

1 作付け及び面積

土壌診断日	ほ場番号	農地台帳面積(a)	検体数	土壌診断経費(円)
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
合 計				

2 土づくりの概要

土壌診断結果に基づく土づくり計画
※必ず記入すること 例)リン酸、カリウムが過剰となっているため、豚ふん堆肥(500kg/10a)を牛ふん堆肥(500kg/10a)に変更する。

3 添付資料

- (1) 土壌診断結果を記載した書類の写し

様式第4号(第7条関係)

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	節	負担金、補助及び交付金
---	--------	---	-----	---	-------	---	-------------

伊那市指令 伊農第 号

令和 年 月 日

様

伊那市長 白鳥 孝

有機農業推進事業交付決定兼確定通知書

伊那市有機農業推進事業補助金交付要領第7条に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせします。

交付決定兼確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

交付条件

- 1 伊那市有機農業推進事業補助金交付要領の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額の返還を請求します。
  - (1) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
  - (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) その他法令又はこの告示に違反したとき。
- 2 市は、伊那市有機農業推進事業補助金交付要領の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入検査を行う場合があります。報告及び立入検査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、前1項に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 補助対象申請者の経理監査のため必要がある場合は、市監査委員の立入監査を行うことがあります(地方自治法第199条第7項)



様式第5号（第8条関係）

伊那市有機農業推進事業交付請求書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者

年 月 日付け 第 号で確定のあった伊那市有機農業推進事業補助金を、次のとおり請求します。

補助金交付請求額		円
振込先口座	金融機関名	
	本・支店名	
	口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義人	
添付書類	<input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳の写し（通帳表紙の裏面をコピーしてください。） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

「たい肥」の表示票(例)

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	〇〇たい肥
肥料の種類	<b>たい肥</b>
届出をした都道府県	長野県
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇センター 長野県伊那市〇〇番地
正味重量	〇キログラム(〇リットル)
生産した年月	〇年〇月
原料	豚ふん、わら類、鶏ふん、牛ふん、樹皮
備考: 生産にあたって使用された重量の大きい順である。	
主成分の含有量等	(乾物当たり)
窒素全量 (%)	2. 5
りん酸全量 (%)	3. 0
加里全量 (%)	2. 5
炭素窒素比 (C/N)	1 5
水分含有量 (%)	4 5. 0

・たい肥について

で示した「肥料の種類」の部分に「たい肥」または「堆肥」という記載があります。

有機質肥料の保証票(例)

生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇〇号
肥料の種類	<b>魚かす粉末</b>
肥料の名称	〇〇魚かす粉末
保証成分量(%)	窒素全量 5.0
	りん酸全量 5.0
正味重量	〇キログラム
生産した年月	〇年〇月
生産業者の氏名又は名称及び住所	
〇〇株式会社	
長野県伊那市〇〇番地	
生産した事業場の名称及び所在地	
〇〇株式会社 〇〇工場	
長野県伊那市〇〇番地	

・有機質肥料について

**魚かす粉末** で示した「肥料の種類」の部分に下表のいずれかの記載があります。

1 魚かす粉末	18 絹紡蚕蛹くず	35 窒素質グアノ
2 干魚肥料粉末	19 とうもろこしはい芽及びその粉末	36 加工家さんふん肥料
3 魚節煮かす	20 大豆油かす及びその粉末	37 とうもろこし浸漬液肥料
4 甲殻類質肥料粉末	21 なたね油かす及びその粉末	38 食品残さ加工肥料
5 蒸製魚鱗及びその粉末	22 わたみ油かす及びその粉末	39 魚廃物加工肥料
6 肉かす粉末	23 落花生油かす及びその粉末	40 乾燥菌体肥料
7 肉骨粉	24 あまに油かす及びその粉末	41 副産動物質肥料
8 蒸製てい角粉	25 ごま油かす及びその粉末	42 混合有機質肥料
9 蒸製てい角骨粉	26 ひまし油かす及びその粉末	
10 蒸製毛粉	27 米ぬか油かす及びその粉末	
11 乾血及びその粉末	28 その他の草本性植物油かす及びその粉末	
12 生骨粉	29 カボック油かす及びその粉末	
13 蒸製骨粉	30 とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	
14 蒸製鶏骨粉	31 たばこくず肥料粉末	
15 蒸製皮革粉	32 甘草かす粉末	
16 干蚕蛹粉末	33 豆腐かす乾燥肥料	
17 蚕蛹油かす及びその粉末	34 えんじゆかす粉末	

緑肥の例

- 1 ソルゴー
- 2 麦(小麦、大麦、ライ麦、えん麦)
- 3 イタリアンライグラス
- 4 セスバニア
- 5 ギニアグラス
- 6 ペレニアルライグラス
- 7 ケンタッキーブルーグラス
- 8 グリーンミレット
- 9 ヘアリーベッチ
- 10 レンゲ
- 11 クローバー
- 12 クロタリア
- 13 マリーゴールド
- 14 ナタネ